

東日本大震災「児童館活動支援募金」支援金配分事業 / 募集要項(平成 26 年度向け)

この募金は東日本大震災発生後から全国の児童館関係者、子どもたち、市民の方々が被災地の児童館・子どもたちを応援する気持ちを寄せていただいたものです。これに育成財団への民間補助金を合わせて配分財源とします。寄付者等の意志を生かすため、下記の通り配分をおこないます。

Aコース：児童館活動創出プロジェクト

1. 対象 (募金取扱規程第 5 条)

被災地域の児童館 (あるいは児童館運営団体、運営協議会等) を対象とします。なお、これまで配分を受けていない児童館・団体を優先致します。

被災 3 県を対象としますが、運営状況を鑑み、岩手県沿岸地域、宮城県沿岸地域 (仙台市の一部を含む)、福島県全域を優先対象地域とします。

配分総額 300 万円程度 (1 件あたりの事業規模を 50 ~ 100 万円程度と想定)

2. 事業期間

平成 26 年 4 月 ~ 平成 27 年 3 月までに実施する事業を対象とします。

3. 内容

各館における「現状の児童館活動」の枠を超えたプログラムを創出するための支援を行います。

(1) キックオフミーティング・・・助成外(主催者が費用を負担します)

採択された児童館職員を対象にしたミーティングを開催します。児童館の課題と展望を共有します。
平成 26 年 4 月下旬実施予定。

(2) サポーターの派遣・・・一部助成金対象

創出テーマに沿って、全国の児童館職員や O B から適任者を紹介し、寄り添い型支援を行います。
2 回までの派遣費用を主催者が負担します。

(3) プログラム創出・・・助成金対象

現状では取り組めていない児童館のプログラムを創出します。

例：中高生のための自発的な活動プログラム

保護者と共に運営する子育てサロンの立ち上げ

地域課題に対して子どもたちと共に解決する取り組み

新たな遊びのプログラム、遊びを核としたキャンペーン

父親の育児参加支援

子どもたちの意見を反映したプログラム (子どもが主体的に参加・運営するもの)

不登校児の居場所づくり

新たな体力増進活動

地域の団体・NPO等との協働事業

震災を契機にして明らかになった課題に対応する活動 など

助成金を利用して、イベント・講習・定期的な事業・会議などを開くことができます。必要に応じてアルバイトなどの人件費に充てることも可能です。

(4)中間情報交換会・・・助成外（主催者が費用を負担します）

平成26年10月(予定)に実施いたします。

(5)報告・・・助成金対象

平成27年4月末までに所定の報告書を提出いただきます。または、進捗を定期的(1ヶ月に1回程度)にホームページやブログで公開することで報告に代えることができます。

4. 対象経費

消耗品費、通信運搬費、印刷費、会場・設備借上費、謝金、旅費、委託費、保険料、人件費(臨時的雇用)等とします。ただし、支出の大部分が1~2つの費目だけで占められるもの(例:全て謝金に充てる など)は採択しません。

5. 採択後について

- ・費用は事業実施前に振込等で一括送金します。受領書を提出いただきます。
- ・年度末に余った配分金は返金していただきます。

5. その他

事前の相談をお受けします。メール等でお寄せください。

選考の途中で電話での聞き取りや追加の資料提出を求めることがあります。

Bコース：子ども応援プロジェクト

1. 対象（募金取扱規程第5条）

- (1)岩手県、宮城県、福島県の児童館、関係団体（児童館連絡協議会、児童館運営主体等）あるいは、
- (2)避難児童・家庭を支援する児童館、児童館運営主体 が実施する事業を対象とします。なお、これまで配分を受けていない児童館・団体を優先致します。

配分総額200万円程度(1件あたりの事業規模を10~20万円程度と想定)

2. 事業期間

平成26年5月~平成27年3月までに実施する事業を対象とします。ただし、費用の精算は3月末までに完了する必要があります。

3. 内容

(1)子どもたちに直接的に提供するプログラムの実施費用

例：子どもたち向けのプログラム

（スポーツ、アート、交流行事、遠足など）

仮設住宅での移動児童館事業

子どもたちによる復興にかかわるボランティア活動

（復興イベント、仮設住宅への訪問活動など） 等

(2)県外等で避難している子ども・子育て家庭を支援するプログラム費用

例：被災地から避難している保護者と子どもの支援事業 等

これまでの配分内容は、<http://www.jidoukan.or.jp/project/bokin.html> からご覧ください。

平成 26 年度は特に子どもたちに直接的に還元されることや、子どもたちが主体的に活動できることなど、募金を有効に活かせる企画を期待しています。

4. 対象とならない経費

募金の趣旨に鑑み、児童館等職員の給料・研修会開催費用などは基本的に対象としません。また、被災地外に所在する団体が主催する保養プログラムは対象外とします。

5. 採択後について

- ・費用は事業実施前に振込等で送金します。内容によっては、事後や請求書払いに対応します。
- ・費用受領後に受領書を事務局へ送付していただきます。
- ・活動終了時・支援金使用后 1 ヶ月以内に、係る決算書・報告書を事務局へ提出いただきます。

応募方法

(1)事務局へ申込書を F A X あるいはメールにて送付してください。到着確認の返信はいたしません。

申込書はホームページ <http://www.jidoukan.or.jp/project/easteq.html> からダウンロード可。

枠の高さは変更しても構いませんが、申込書は合計 2 ページでおさめてください。

A コース・B コース両方への申請はできません。

締め切り：2014年3月28日（金）12時必着

(2)審査委員会（主催二団体、外部委員）にて審査（趣旨への合致性と効果性から）します。

4月中旬に決定施設・団体に結果を通知し、ホームページで公表します

事務局：財団法人児童健全育成推進財団 復興支援プロジェクトチーム
TEL：03-3486-5141 FAX：03-3486-5142 E-mail：fukkou@kodomo-next.jp